# 広西における土司制度の一齣

# ――とくに忻城県土司衙門を通して―

### 谷 口 房

男

### はじめに

間、忻城県へ出かけて忻城県土司衙門(今日では忻城県土司博物館となっ文献資料の収集に努めた。なおこの間の八月二三日から二六日までの四日西民族学院に滞在し、壮(チュアン)族の土司制度と土地所有制に関するを旅した。この間、主として広西壮族自治区の区都・南寧市郊外にある広一九九一年八月一六日から二九日までの一四日間、中国南境の広西地方

ない貴重な史蹟の一つである。土司衙門(官署)が今日なお往時の遺構のての広い地域において実施されていた土司制度の名残を今日に伝える数少を見学した。とくに忻城県土司衙門は、かって中国の西北から西南にかけている)と八寨(明代中期に農民叛乱の舞台となった壮族の八つの村落)

ここに忻城県土司衙門を紹介し、あわせて明清時代の広西における土司

ままほぼ完全な形で残されているのは、この忻城県土司衙門のみとさえい

広西における土司制度の一齣

制度の一端をみていくこととしたい。

# 一、忻城県の沿革と現況

(1)

位置

広西壮族自治区の中央部に位置する忻城県は、山間の一小県である。(地

### 図 I 参照)

されている。

されている。

されている。

されている。

なれている。

なれている。

なれている。

なれている。

なれている。

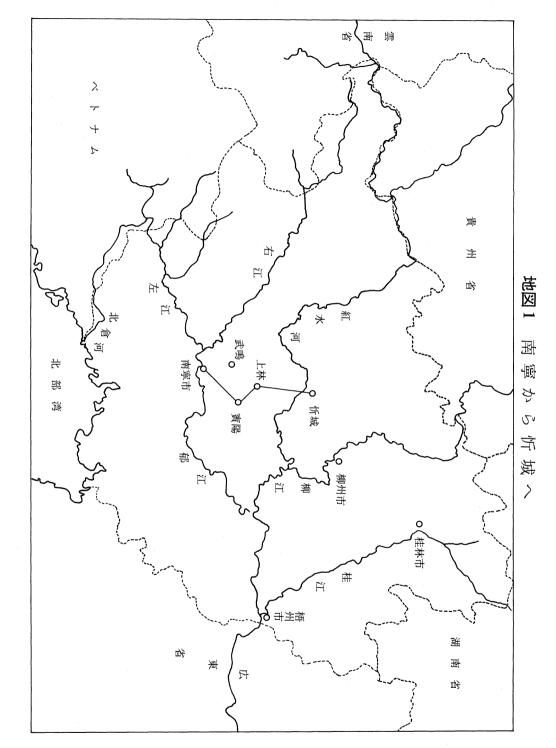
はは鉄道がなく、主な交通機関としては、水路あるいは陸路が利用され、東には郷州市へ、北には宜山関としては、水路あるいは陸路が利用され、東には鉄道がなく、主な交通機関としている。

#### (p) 沿革

乗った車は南寧から忻城まで約五時間を要した。

南寧市から忻城県までは、北へおよそ二五〇キロメートルであり、私が

嶺南道・安南都督府の条に、忻城県は唐代に初めて設けられた県である。『旧唐書』巻四一・地理志・



郡、乾元元年、復為芝州、領県一、忻城、州所治、無戸口及両京道理・芝州、下、土地与交州同、唐置芝州、失起置年月、天宝元年、改為忻城

# 四至州府、最遠悪処、

とあり、『唐書』巻四三・地理志・嶺南道・安南都護府の条に、

芝州忻城郡、下、唐置、戸千二百、口五千三百、県七、忻城、下、富川

下、平西、下、楽光、下、楽豔、下、多雲、下、思竜、下、

元初、復曰芝州、宋為羈縻地、慶歴三年、廃芝州、以忻城県隷宜州、里、本蛮地、唐貞観中、開置芝州、治忻城県、天宝初、曰忻城郡、乾忻城県、府南百四十里、東南至柳州府賓州百六十里、西南至那地州百とあり、『読史方輿紀要』巻一○九・広西・慶遠府の条に、

元属慶遠路、明初属慶遠府

統県として、明代には慶遠府に属し、清代に至った。三)年に芝州を廃し、忻城県は宜州に隷属した。元代に忻城県は慶遠路の道に属したが、乾元元(七五八)年に再度復活した。宋の慶曆三(一〇四道に属したが、乾元元(七四二)年に芝州は、一時廃されて忻城郡と改め嶺南とある。唐の貞観中に芝州が設置され、その治所として忻城県が設けられ

8

#### (八) 現況

とからなっており、県庁が城関鎮におかれている。安東・果遂・北更・遂意・新圩)と五鎮(城関・大塘・思練・紅渡・古蓬)一八、二一五人となっている。また忻城県は、八郷(寧江・馬泗・欧洞・方キロメートルであり、人口が三七一、八一九人で、そのうち非農人口が「城県は、今日では柳州地区に属しており、その面積が、二、四五一平

広西における土司制度の一齣 県の主要な産業は農業であり、耕地面積が四五・九七万畝となってい

めとして、清代の永吉橋などがある。 (2)る。主な史蹟としては、ここに紹介する忻城県土司衙門と土司祠堂をはじ

# 二、広西の民族分布と土司分布

### (4) 民族分布

るのである。 となっている。一一の少数民族のうちでは、壮族が圧倒的多数を占めてい地域である。広西における民族別の人口は、表Iに示されているが、広西地域である。広西における民族別の人口は、表Iに示されているが、広西地域である。

族・苗族について、その分布状況をみてみよう。 の分布状況に大きな特徴が見出されるようである。いま『中国人口・広西の分布状況に大きな特徴が見出されるようである。いま『中国人口・広西広西における漢民族と少数民族との分布状況を示した表Ⅱによれば、そ

地区と主要な都市に集中していることを示しているといえよう。数が八三・二パーセントに及んでいる。このことは、漢民族が広西の東部地区および南寧・柳州・桂林・梧州・北海の各都市に集中しており、その漢民族は自治区全域に分布しているが、とくに桂林・梧州・玉林・欽州

・瑤(ヤオ) 族は比較的に広い地域に分布しているが、 柳州・桂林・梧セントに達している。

州・百色・河池の四地区に集中しており、広西に居住する八八・二四パー族は、広西の西部、とりわけ右江・左江・紅水河流域の諸県と南寧・柳

少数民族についてみれば、まず広西で圧倒的多数を占める壮(チュアン)

広西における土司制度の一

	項	目	人口	1調査年次別/		百 分 比 (%)				
民族名	年	次	1953年	1964年	1982年	1953年	1964年	1982年		
広 西 総	人	П	19, 560, 822	23, 198, 330	36, 421, 421	100	100	100		
漢 民		族	12, 145, 967	14, 451, 340	22, 487, 418	62, 09	62, 29	61.74		
少数 医	1	族	7, 414, 855	8, 746, 990	13, 934, 003	37. 91	37. 71	38, 26		
壮 (チュア	ン)	族	6, 496, 885	7, 748, 565	12, 330, 765	33, 21	33, 40	33, 86		
瑤(ヤ	オ)	族	471, 244	536, 822	863, 809	2.41	2, 31	2, 37		
苗(ミャ	オ)	族	203, 547	217, 348	337, 444	1. 04	0. 94	0, 93		
侗(ト	ン)	族	149, 869	139, 444	229, 593	0. 77	0.60	0.63		
仫佬 (ム ー ラ	オ)	族	43, 167	52, 575	88, 840	0. 22	0, 23	0. 24		
毛南(マ オ ナ	ン)	族	18, 404	22, 337	37, 933	0.09	0.09	0.10		
回 (か	い)	族	9, 894	13, 465	19, 374	0.05	0.06	0.05		
京(キ	ン)	族	6, 596	4, 155	9, 864	0, 03	0.02	0.03		
彝(	)	族	4, 681	4, 245	4, 717	0. 02	0.02	0.01		
水 (ス	イ)	族	<u></u>	2, 647	4, 063	-	0. 01	0.01		
仡佬(ケ ラ	オ)	族	-	507	980		0, 002	0, 003		
其 の		他	10, 568	4, 880	6, 621	0.05	0.02	0.018		

広西の民族別人口

している。 パーセントがおり、とりわけ都安・巴馬・金秀・富川の瑤族自治県に集中 州・百色・河池・欽州の六地区に、広西に居住する瑤族人口の九二・六

融水苗族自治県には、一四万人以上がいる。 等の県に、広西に住む苗族の九三・九六パーセントの人が居住しており、 とりわけ融水・三江・竜勝・隆林の四つの民族自治県と資源・西林・南丹 苗(ミャオ)族は主に柳州・桂林・百色・河池の四地区に集中しており、

的に多く居住しているといえよう。 族が圧倒的に多数を占め、広西の西部およぶ中央部には、少数民族が比較 れを漢民族と少数民族との分布で比較していえば、広西の東部には、漢民 以上のように今日の広西における民族分布状況を知ることができる。こ

西では全省の五割が俍人であり、三割が瑤・僮であり、二割が漢人であっ たという。なおここでいう俍人とは、後述するような土司支配地区に居住 とあり、 であることを知る。『明実録』世宗嘉靖二五年六月丁亥の条に、 の官僚が広西省全域の民族分布状況として、次のように把握していたよう もって示す史料を見出すことは困難なようである。なお参考までに、明代 口構成を知る手懸りとなるであろう。すなわち、明代半ばの嘉靖年間、 ところで、明清時代における広西の民族別人口分布を具体的な数字を 章下兵部以為広西嶺徼荒服、大率一省狼人半之、猺獞三之、居民二之、 きわめて概略的な把握であるが、明代の広西省における民族別人 広

### 土司分布

て用いられたものと解することができよう。

する僮

(壮族) であって、非土司(流官)支配地区に居住する僮と区別し

表11 1982年広西の民族別人口分布

?	其の他	6, 621	979	209	202	69	533	342	586	169	401	951	829	1, 492
(単位:人)	仡佬族	086		П		1		-		-	Н	971	4	
	大横	4, 063	42	24	13	1	78	707	9		24	4	3, 130	34
	彝族	4, 717	26	14	14	2	33	35	18	9	20	4, 397	141	Ξ
	京	9, 864	96	15	25		227	1111	111		9	46	9	9, 321
	回族	19, 374	1, 503	2, 509	8, 463	87	198	1, 030	4,029	180	275	380	629	41
	毛南族	37, 933	116	152	39	4	41	131	27	17	128	31	37, 232	15
	仫佬族	88, 840	237	910	20	4	130	5, 661	82	25	267	69	81, 307	78
	何 族	229, 593	356	847	378	18	271	186, 528	38, 756	23	180	105	1, 721	380
	苗族	337, 444	365	989	306	17	1, 122	192, 714	37, 497	132	404	87,792	15, 921	538
	路 族	863, 809	1,640	946	2,857	207	52, 146	84, 353	175, 212	131, 713	6, 517	100, 463	286, 036	12, 716
	<b>壮</b>	12, 330, 765	251, 125	72, 808	36, 807	1, 586	4, 176, 739	2, 094, 947	114, 200	60, 800	442, 826	2, 487, 940	2, 120, 554	472, 425
	漢民族	22, 487, 418   12, 330, 765	606, 600	505, 897	635, 572	249, 158	1, 663, 949	1, 374, 807	2, 922, 126	3, 281, 743	6, 886, 464	398, 847	547, 358	3, 414, 903
	民族名 地区名	4	車車中	柳州市	桂林市	梧州市	南寧地区	柳州地区	桂林地区	梧州地区	玉林地区	百色地区	河治地区	欽州地区

表Ⅲ 明清時代における広西土司の設置・改流一覧表

番号	土 司 名	初任土官名	設置年	省廃改流年	備考
1	東蘭州	章 銭 保	洪武 12	雍 正 7	章富撓を初任土官とする
2	南 丹 州	莫 金	<i>"</i> 7	洪武28改	1 時廃止復置
3	那 地 州	羅黄貌	″ 1		
4	忻 城 県	莫 敬 誠	宣徳間		(民国 17 年改流)
5	永順長官司	鄧 文 茂	弘治間		
6	永安長官司	韋 槐	<i>"</i>		
7	思 恩 府 (州)	岑 永 昌		弘治末改	
8	上 林 県	黄 嵩	洪 武 2		
9	白山土巡検司	王 爰	嘉 靖 7		
10	興隆 "	韋 貴	"		
11	那馬 "	黄 理	"	同治9改	
12	定羅 "	徐 伍	"		
13	旧城 "	黄 集	"		
14	下旺 "	韋 良 保	<i>"</i>	-	
15	安定 "	潘応璧	"		
16	都陽 "	黄 留	<i>"</i>		
17	古零 ″	覃 益	"		
18	田州(府)	岑 伯 顔	洪 武 2		
19	帰 順 州	岑 永 興	永楽間	雍正8改	弘治9年峒から州へ
20	恩 城 州	岑 欽		弘治間廃	
21	上 隆 州	岑 永 通		成化3廃	
22	都 康 州	馮  斌	洪武 32	1	
23	泗 城 州 (府)	岑 善 忠	<i>"</i> 5	雍正5改	
24	程県		1	宣徳初改	
25	安隆長官司	岑 子 得	永楽1		
26	上林長官司	岑 子 成	// 初	康熙5改	
27	向 武 州	黄世鉄	洪 武 2	洪武28改	ab II ea at a
28	富 労 県	黄	建文中	永楽初省	武林県へ省入
29	奉議州	黄志威	洪 武 7	洪武28改	
30	鎮 安 府	岑 添 保	″ 1	雍正10改	
31	上映洞土巡検司	許 尚 爵			
32	湖潤寨 "		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
33	遷隆洞 "	黄威鋆	洪武4		
34	武 靖 州	岑 邦 佐	嘉 靖 8		

番号	±	: 司 名	<u> </u>	初任	E土軍	三名	設置年	省廃改流年	備	考
35	帰	徳	州	黄	隍	城	洪 武 2			
36	果	化	州	趙		栄	"			
37	下	雷	州	許	永	通			万歴 18 年峒から州へ	
38	上	思	州	黄	中	栄	洪武初	弘治18改		
39	太	平	府	黄	英	衍	<b>"</b> 2			
40	太	平	州	李	以	忠	<i>"</i> 1			
41	鎮	遠	州	趙	勝	昌	″ 初			
42	茗	盈	州	李	鉄	釘	<i>"</i>			
43	平	安	州	李	郭	佑	"		(民国17年改流)	
44	万	承	州	許	郭	安	"		(民国 18 年改流)	
45	全	茗	州	李	添	慶	"			
46	結	安	州	張	士	栄	<i>"</i> 1			
47	龍	英	州	李	世	賢	"			
48	結	倫	州	馮	万	傑	<i>"</i> 2			
49	都	結	州	農	武	高	″ 初			
50	上	下 凍	州	趙	貼	従	″ 1			
51	思	城	州	趙	雄	傑	"			
52	羅	陽	県	黄		宣	″ 初			
53	思	陵	州	韋	延	寿	″ 21			
54	思	同	州	黄	克	嗣	<i>"</i> 1	万歴28省	永康州へ省入	
55	養	利	州	趙	日	泰	″ 初	// 3 改		
56	永	康	州	楊	栄	賢		成化8改	万歴 28 年峒から州へ	
57	左		州	黄	勝	爵	洪武初	〃 13 改		
58	崇	善	県	趙		暹		宣徳間改		
59	思	明	府	黄	忽	都	洪 武 2		(民国初改流)	
60	思	明	州	黄	君	寿	″ 初	康熙58改		
61	下	石 西	州	閥		賢	″ 2			
62	上	石 西	州	趙				崇禎間省	土官趙・何・黄氏交替	
63	龍		州	趙	帖	堅	洪 武 2	雍正7改	清代上龍土巡検司となる	
64	忠		州	黄	中	謹	″ 初		(民国 5 年改流)	
65	憑	祥	州	李		昇	"			
66	江		州	黄	威	慶	"			
67	羅	白	県	梁	敬	賓	"			
68	利		州	岑			"	嘉靖2省	泗城州へ省入	

.

り、明代に整えられ、清代に確立したと、一般的にいわれている。(?)は、周知の如く唐宋時代の羈縻州体制をうけつぐものであり、元代に始ま中国西南の非漢民族地域を統治するために設けられたいわゆる土司制度

況を整理したものが、表**Ⅲ**である。

ていくと、次のようなことが指摘できる。表Ⅲを参考にして、明清時代の広西における土司の設置・改流状況をみ

程度の差異、②非漢民族の生業形態の差異などによるものであろう。として知県)であり、武職系の土司(宣慰司・宣撫司・安撫司・長官司)として知県)であり、武職系の土司(宣慰司・宣撫司・安撫司・長官司)として知県)であり、武職系の土司(宣慰司・宣撫司・安撫司・長官司)として知県)であり、武職系の土司(宣慰司・宣撫司・安撫司・長官司)として知県)であり、武職系の土司(宣慰司・宣撫司・安撫司・長官司)として知県)であり、武職系の土司(宣慰司・宣撫司・安撫司・長官司)として知県)であり、武職系の土司(宣慰司・宣撫司・安撫司・長官司)として知県)であり、武職系の土司(土知府・土知州・土江西に設置されている土司の殆どが文職系の土司(土知府・土知州・土江西に設置されている土司の殆どが文職系の土司(土知府・土知州・土田」の差異、②非漢民族の生業形態の差異などによるものであろう。

従って、その分布を整理してみよう。(便宜上土司名は表Ⅲ中の番号を用いれた諸土司を右江土官と左江土官とに二分して列挙している。いまこれに『広西通志』と略す)巻三一・外夷志・土司の条には、明代の広西に設けら『広西通志』(以下では万暦版次に明清時代の広西における土司について、とくにその分布状況を検討

る

<右江土官>

。慶遠府轄 123456

<左江土官>

> 潯州府轄34

。南寧府轄 (35) 364

右の状況は、あくまでも万暦年間のものであり、この時点ですでに改廃

されたものなどは、〇を付して区別した。

ることが判明する。水河(明代の都泥江)およびその支流の諸河川流域に設置された土司であ水河(明代の都泥江)およびその支流の諸河川流域に設置された土司であこのようにみてくると、右江土官に配された諸土司は、今日の右江と紅

の流域に設けられた土司であることがわかる。一方、左江土官に列挙された諸土司は、今日の左江とその支流の諸河川

そ漢民族も多く分布しているが、明清時代までは極めて僅少であったと思るものであろう。すなわち、広西西部(桂西)と中央北部には、今日でこ域に限られており、広西東部(桂東)に殆ど土司が設けられていない。こ以上の如く、広西における漢民族と非漢民族との居住・分布と密接にかかわり、上の如く、広西における土司の設置された地域は、広西西部(桂西)以上の如く、広西における土司の設置された地域は、広西西部(桂西)

時代が降るに従って平野部、とりわけ都市が漢民族の集中居住地域とな り、非漢民族の多くが山岳地域に居住するようになっていったのである。 われる。それに反して、広西東部(桂東)には、早くから漢民族が居住し、

## 三、忻城県土司衙門

### (1) 忻城土司の設置・改流

時期を検討してみよう。 たか。すなわち、忻城土司がいつ成立したであろうか、史料によってその 忻城県がいつから土官知県によって統治される、いわゆる土知県となっ

まず『明史』巻三一七・広西土司伝・慶遠府の条に、

条に、

とあり、万暦版『広西通志』巻三一・外夷志・土官・右江土官・慶遠府の

忻城、宋慶曆間置県、隷宜州、元以土官莫保為八仙屯千戸、洪武初、 陰主之、始独土官 空印、僦居府城而已、弘治間、総督鄧廷瓚奏革流官、土人韋保為内官、 寛為請於土官、具奏、得世襲知県、由是邑有二令、権不相統、流官握 ・ 僮狂棒、知県蘇寛不任職、瑤老章公泰等、挙莫保之孫誠敬為土官、 設流官知県、罷管兵官、籍其屯兵為民、莫氏遂徙居忻城界、宣・正後

西通志』と略す)巻五一・外志・土官属流沿革・慶遠府の条に、 とあり、嘉靖一〇年序、林富修・黄佐纂『広西通志』(以下では嘉靖版『広

因之、治以流官、轄三郷十有六里、 後復為芝州、宋慶曆間、廃芝州、置忻城県、改隷宜州、元仍旧、明興 州、治之、天宝初、併綜・帰・思・忻・芝五州、改忻城郡、属嶺南道 忻城県、建置沿革、県治在府城南二百一十里、古百粤羈縻地、 討平之、尋用知県蘇寛幷鐘老韋公泰等議、乃以土官兼治、俗猶梗化如 永楽後、 猺· 獞屢叛、 宣徳三年 唐置芝

> 故 弘治十年、始独治以土官、今戸僅一里、

とあり、さらに同条に

死 断藤峡、二年、子魯襲、弘治十年、奏革流官知県、以印付魯掌之、魯 土官知県莫姓、其先居宜山端簡里、元至元間、 覈実具奏、詔授敬誠忻城土官知県世襲、正統十年任、成化元年、 章公泰等、挙莫保之玄孫敬誠為土官、時流官知県世襲蘇寬、為申監司、 徙居忻城界土、永楽間、忻城猺・獞作乱、宣徳三年、詔討平之、獞老 仙屯士官千戸、迨国朝洪武初、罷各屯管兵官、籍其屯兵為民、莫氏遂 一子継清保襲、末授官死、正徳三年、子廷臣保襲 有莫保者、以獞民授八 隨征

帰・思・忻・芝五州、改為忻城郡、属嶺南道、後復為芝州、宋慶暦間、 告老、子志明襲、 清末授官死、子廷臣襲、廷臣死、子応朝襲、応朝死、子鎮威襲、 土人章涓為内監官、用事陰主之、始独任土官、以印授之、魯死、子継 敬誠死、孫魯襲、弘治間、総督鄧廷瓚与土官為市、奏革流官知県、 尽入土官、掌握流官知県、恒佩印、僦居府城、而土官長子孫世有其地、 権不相統、流官徒擁虚名耳、継寛者益不能振、猺夷為梗、諸銭穀甲兵 孫敬誠為土官、蘇寬為申監司、具奏、授敬誠世襲知縣、時一邑二令、 正以後、 初、設流官知県、罷管兵官、籍其屯兵為民、莫氏遂徙居忻城界、宣・ 廃州置忻城県、改隷宜州、元仍旧、以土官莫保、為八仙屯千戸、洪武 忻城県、在府南一百四十里、(略) 古百粤地、 唐置芝州、 天宝初、 併綜・ 猺・鐘屢乱、知県蘇寛不事事、 而鐘老韋公泰等、挙莫保之玄 而

成立の経緯をよく示しているといえよう。とある。これらの史料には若干の相異がみられるが、いずれも忻城土司の

の章公泰らの推挙によって、莫保の玄孫に当る莫敬誠が土官知県莫魯の章公泰らの推挙によって、莫保の玄孫に当る莫敬誠が土官知県莫魯の官が掌握していた。やがて弘治九(一四九六)年に、総督都御史鄧廷瓚の官が掌握していた。やがて弘治九(一四九六)年に、総督都御史鄧廷瓚の官が掌握していた。やがて弘治九(一四九六)年に、総督都御史鄧廷瓚の上奏により、その年一○月に忻城県の流官知県が廃され、土官知県となった。これによって忻城県には、流官の知県蘇寛と土官の知県莫敬誠とが並た。これによって忻城県には、流官の知県蘇寛と土官の知県莫敬誠とが並た。これによって統治されていたが、宣徳三に「四二八)年に「城土司が成立した」といる。 「四二八)年に「城県には、流官の知県が廃され、土官知県莫魯の上奏により、その年一○月に忻城県の流官知県が廃され、土官知県莫魯の本が「城県は、明の洪武初め、流官知県によって統治されていたが、宣徳三に「城県は、明の洪武初め、流官知県によって統治されていたが、宣徳三の章が「城県を統治することとなり、ここに名実ともに忻城土司が成立したの章公都の中では、第一の神道とは、「四二八)年に「城上司が成立した」といる。

巻二・慶遠府の条に、について、当時の識者の注目すべき意見がみえる。すなわち、『殿粤要纂』について、当時の識者の注目すべき意見がみえる。すなわち、『殿粤要纂』所城県が流官支配から土官支配へと移り変った、いわゆる「改流易土」

のである。

識者有遺憾焉、
忻城県、後改為土、以百年冠裳之地、淪胥於夷、

とあり、また『明史』巻三一七・広西土司伝・慶遠府の条に、

の一端を伺い知ることができるであろう。 、当時の漢人識者が土司支配に対してもっていた考え方が表明されており、当時の漢人識者が土司支配に対出に陥ったことは、誠漢人支配が進んでいたが、土官支配すなわち土司体制に陥ったことは、誠とある。忻城県は唐・宋以来、王朝支配体制(流官統治)の枠内にあり、とある。忻城県は唐・宋内属已二百余年、一旦挙而棄之於蛮、為失策云、

この後、莫氏一族が忻城県の土官知県を世襲して清末に至り、光緒三二との後、莫氏一族が忻城県の土官知県を世襲して清末に至り、光緒三二との後、莫氏一族が忻城県の土官知県の職を失ったが、莫氏による土官 ての後、莫氏一族が忻城県の土官知県を世襲して清末に至り、光緒三二

(ロ) 土司衙門の創建

沿革・慶遠府忻城県の条に、「「大田神」のでは、嘉靖版『広西通志』巻五一・外夷志・土官属流が城県の衙門については、嘉靖版『広西通志』巻五一・外夷志・土官属流力を握って、蘇寛はただ府城に僦居するのみであったという。この時期の流官知県の蘇寛とともに忻城県の統治を行ったが、実質的には莫敬誠は、「宣徳年間に壮族の章公泰らの推挙によって土官知県となった莫敬誠は、

草ぶきのきわめて簡単なものであった。なおその位置については、明らかが引続き使用していた。その衙門の規模は、僅かに正庁と門楼のみであり、とあり、洪武三年に創建された忻城県流官衙門は、嘉靖年間には土官莫氏とあり、洪武三年に創建された忻城県流官衙門は、嘉靖年間には土官莫氏とあり、洪武三年、知県危安創建、正統間、楊敬重修、今独以公署、忻城県、洪武三年、知県危安創建、正統間、楊敬重修、今独以

にしていない。またこの衙門がいつまで使用されたか定かでない。

六八二)年と道光一○(一八三○)年に増改築が重ねられた。でいるという。莫鎮威が造営した衙門は、やがて清代に入り、乾隆二一(一北麓に、この山を背にして建てられ、当時の建物の一部が今日まで伝わっ北麓に、この山を背にして建てられ、当時の建物の一部が今日まで伝わった。ところが、万暦一○(一五八二)年に土官知県の莫鎮威は、土司衙門をところが、万暦一○(一五八二)年に増改築が重ねられた。

方、同じ敷地内には、乾隆九(一七四四)年に土司祠堂が建立され、

忻城県土司衙門·祠堂立体図

四四

# 広西における土司制度の一齣

道光二七(一八四七)年に重修されて今日に伝えられている。(5)

## (ハ) 土司衙門の現状

いるという。 「「城県土司衙門と祠堂の現在の敷地は、その広さが九、四九八平方メートルであり、建物の総面積が四、○二八平方メートルである。現在の敷地トルであり、建物の総面積が四、○二八平方メートルである。現在の敷地トルであり、建物の総面積が四、○二八平方メートルである。現在の敷地は、その広さが九、四九八平方メートルである。

考資料一)を参照していただきたい。現在の土司衙門と土司祠堂の配置については、立体図と簡介(後掲の参

り、

その後、

一九八七年には忻城県土司博物館として利用され、

今日に

この間、忻城県土司衙門の建物は、

一九六三年に忻城県文物管理所とな

至っている。

とくに土民たちに土司の権威を誇示するための建物といえよう。 に装を新にした兵房(④、写真 5)と牢房(⑤、写真 4)が配されている。 常駐させていたところである。一方、牢房は二つの部分からなっており、 常駐させていたところである。一方、牢房は二つの部分からなっており、 常駐させていたところである。一方、牢房は二つの部分からなっており、 常駐させていたところである。一方、牢房は二司を警護するために土兵を 常財ある。その中は丸太木(写真 3)で仕切られている。 とくに土民たちに土司の権威を誇示するための建物といえよう。

の居所などの建物が続く。ころである。次いで二堂(⑩)・三堂(⑪)といった、土官の寝所や家族よびその左右に東西花庁(⑦⑨)が並び、土官が日常の業務を執務するとよびその左方に東西花庁(⑦⑨)が並び、土官が日常の業務を執務すると

いえよう。

いえよう。

でいることは、誠に感慨深いことであるとらな史蹟が広西の一隅に残存していることは、誠に感慨深いことであるとさにこのような土官が「土皇帝」と呼ばれる所以である。今日なおこのような忻城に君臨した土官の権威を象徴するものであるとともに、まいるような忻城県土司衙門の敷地と建物の規模の壮大さは、山間の一小

### 四、忻城土官莫氏

### (イ) 莫氏の始遷祖

することができなかった。 しかし、誠に残念ながら今回この二種の族譜を閲覧ているという。これらの族譜は、いずれも忻城県土司博物館が所蔵してい族総譜』と、民国二三年に莫宣巌編『重新続修莫氏族譜』の二種が伝わっ族総譜』と、民国二三年に莫宣巌編『重新続修莫氏族譜』の二種が伝わった。

そこで、藍承恩氏および覃桂清氏の著作を参考として、莫氏の祖につい

て言及してみたい。

族譜によれば、莫氏の始遷祖は、江蘇省太倉州出身の漢族であることなどところが、藍承恩氏は、(1)唐代の広西においてすでに莫氏が大きな勢力をされていることなどから、忻城土官莫氏が徙遷の漢人ではく、広西土着のされていることなどから、忻城土官莫氏が徙遷の漢人ではく、広西土着の壮族であり、忻城土官莫氏と南丹土官莫氏が独遷の漢人ではく、広西土着の土族であり、忻城土官莫氏と南丹土官莫氏が密接な関係にあることなどを指摘している。

性のないものであると論じられた。 性のないものであると論じられた。 (空) 我が国においても戦前に河原正博氏は、広西蛮酋の始遷祖をとりあげて 我が国においても戦前に河原正博氏は、広西蛮酋の始遷祖をとりあげて 我が国においても戦前に河原正博氏は、広西蛮酋の始遷祖をとりあげて

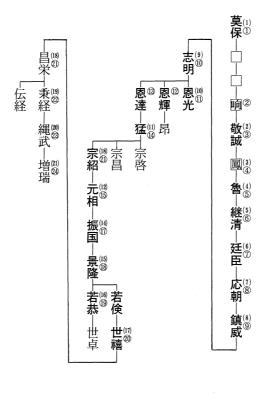
に誤りとするのが妥当と思われる。忻城県土官莫氏の始遷祖に関する族譜の記述は、藍承恩氏が指摘するよう一方、中国においても粟冠昌氏らによって、この問題が検討されており、

城県に徙り住むようになったのである。 洪武初め、八千屯千戸所が廃されて彼の率いる屯兵も民となり、初めて忻洪武初め、八千屯千戸所が廃されて彼の率いる屯兵も民となり、初めて忻にとには、莫保からとしている。それによれば、莫保は元の至元年間(一次に忻城県土官莫氏の祖についてみると、『明史』巻三一七・広西土司伝

広西における土司制度の一齣

恩・桂清氏の論著により、これを補ってみよう。 (記) (記) の忻城土司の条によって整理し、 藍承版・万暦版・嘉慶版 『広西通志』 の忻城土司の条によって整理し、 藍承版・万暦版・嘉慶版 『広西通志』 の忻城土司の条によって整理し、 藍承版・万暦版・嘉慶版 『広西通志』 および嘉靖を世襲するようになった。 莫氏の世系について、『土官底簿』 および嘉靖を世襲するようになった。

#### 莫氏世系



(承恩氏、○は覃桂清氏による世代数を示す。 )(文字は藍・覃両氏によって補う。数字の()は藍(人名のゴチック文字は『広西通志』により、並))

注

### 莫氏の直系

(M)

| 日とのことである。 | 日とのことである。ところが、忻城土県は民国一七(一九二八)年に改土帰流とたのである。ところが、忻城土県は民国一七(一九二八)年に改土帰流となり、その時点での代理土官を誰が掌っていたか不明である。恐らく莫増なり、その時点での代理土官を誰が掌っていたか不明である。恐らく莫増出のことである。

所・忻城県芝州一路○六五号)と子供三人の五人家族で、 建築業に従事して生計を営んでおられる。(住と子供三人の五人家族で、 建築業に従事して生計を営んでおられる。(住忻城莫氏第二三代目の莫祖庚氏(写真⑧)は、いま五○歳であり、夫人

### おわりに

検討すべき重要な課題である。 広西壮族自治区の中央部に位置する忻城県は、山間の一小県である。こ 広西壮族自治区の中央部に位置する忻城県は、山間の一小県である。こ に西壮族自治区の中央部に位置する忻城県は、山間の一小県である。こ に西壮族自治区の中央部に位置する忻城県は、山間の一小県である。こ に西壮族自治区の中央部に位置する忻城県は、山間の一小県である。こ

> 冊』(広西科学技術出版社、一九九○年一月)。 治区地名委員会・広西壮族自治区民政庁編『広西壮族自治区城鎮郷村名手(1) 広西通志館編『広西手冊』(広西人民出版社、一九八八年一月)、広西壮族自

- (2) 前掲『広西手冊』一五六頁。
- による。 八年九月)三○八頁の表12─1「広西三次人口普査各民族的数量及比重変化」八年九月)三○八頁の表12─1「広西三次人口普査各民族的数量及比重変化」(3) 黄賢林・莫大同主編『中国人口・広西分冊』(中国財政経済出版社、一九八
- 人口的地区分布」による。(4) 前掲『中国人口・広西分冊』三一四頁の表12―2「一九八二年広西各民族
- (5) 前掲『中国人口·広西分冊』三一一~二頁。
- だら。 一九七八年二月)、白耀天氏「〝狼〞考」(『広西民族研究』一九八八年第四期) 一九七八年二月)、白耀天氏「〝狼〞考」(『広西民族研究』一九八八年第四期)三七年四月、同著『百越源流与文化』所収、国立編訳館中華叢書編審委員会、6) 俍人については、羅香林氏「狼兵狼田考」(『広州学報』第一巻第二期、一九
- (7) 岡野昌子氏「明代土司制度考」(『待兼山論叢』創刊号、一九六七年一二月)。
- 如く、民国一七(一九二八)年に改土帰流が行われたのである。 民国に入って改土帰流が行われた。ここにとりあげる忻城県土司も後述する(8) 表中の省廃・改流年は、明清時代のものに限定した。広西土司の多くは、

(10) 『明実録』宣宗宣徳三年閏四月辛卯の条に、

広西総兵官都督僉事山雲奏、忻城県蛮寇譚団等一千余人出势、臣親督軍追

あり、また司書宣密三王一二月庚子り入こ、至横州永淳県、斬賊首二百九十余級、収回被掠人口、

六・山雲伝参照。 六・山雲伝参照。 六・山雲伝参照。 一千五百余級、帰所掠軍民男婦三百八十五人、馬一十七匹、 首一千五百余級、帰所掠軍民男婦三百八十五人、馬一十七匹、 広西総兵官都督僉事山雲奏、率兵於慶遠府忻城等県山峒擒獲賊首譚団等斬 とあり、また同書宣徳三年一二月庚子の条に、

- (11) 『明実録』孝宗弘治九年八月壬寅の条に鄧廷瓚の上奏がみえる。
- 御史等官奏也、 裁革広西慶遠府忻城県流官知県一員、止留土官知県、掌印管事、従総督都(12)『明実録』孝宗弘治九年一〇月丁亥の条に、
- ○年第五期)参照。 とある。なお藍承恩氏⑷「忻城莫氏土司五百年」(『中央民族学院学報』一九九とある。なお藍承恩氏⑷「忻城莫氏土司五百年」(『中央民族学院学報』一九九以縦匪殃民、世済其悪、革広西忻城県土知県莫縄武職、追取原領紙号繳銷、(3)『清実録』徳宗光緒三二年夏四月丙寅の条に、

始遷現址拓建

- 史話』(広西民族出版社、一九九○年五月)。 『明代土司制度』所収、学生書局、一九六八年二月)、覃桂清氏『広西忻城土司4) 黄開華氏「明代土司制度設施与西南開発」(『新亜学報』第六巻第一・二期、4)
- 15) 藍承恩氏⑻「忻城土司祭祀考略」(『広西民族研究』一九九○年第一期)。
- (16) 前掲藍承恩氏(A)論文・覃桂清氏の著書。
- (17) 注(16)。
- (18) 前掲藍承恩氏(A)論文。
- 研究』所収、吉川弘文館、一九八四年七月)。 ――」(『南亜細亜学報』第二号、一九四三年一二月、同著『漢民族華南発展史(9) 河原正博氏「広西蛮酋の始遷祖に就いて――左・右江流域を中心として
- 同氏「広西土官民族成分再探」(『学術論壇』一九八一年第二期)。20) 粟冠昌氏「広西土官民族成分初探」(『民族団結』一九六三年第二・三期)、
- 県莫氏の条。 県莫氏の条。 県東氏の条。 県東田・明本『広西通志』巻五九・職官表、土司・忻城
- (22) 注(16)。

広西における土司制度の一齣

(23) 前掲覃桂清氏著書。

〈参考資料〉

一、忻城県土司衙門・祠堂古蹟簡介

の壁に塡込まれているものである。 この古蹟案内のプレートは、忻城県土司衙門の正門を入って、衙門大門

旦りり込まれているものである

忻城県土司衙門·祠堂古蹟簡介

九八平方米、拠慶遠府誌記載、衙署旧在拉県、明万暦十年(一五八三年)「忻城県土司衙門・土司祠堂」、位於県城「翠屛山」北麓。現有面積九四

衙門原建築規模宏大、布局厳整、其主体建築由大門・頭堂(又名暖閣)・

為後苑、周囲遍栽花木、花木叢中立一「伴雲亭」、亭後壁下有洞若室、日左右、大門正面為照壁、両側矗立八字跨街牌坊、曰「東西轅門」。三堂後面長廊・二堂・三堂等部分組成。此外尚有東西花庁・兵舎・監獄・厢房分布

禄・寿図案、古色古香、気勢軒昻豪華。系珍材製作、鏤空花窓、工芸精巧、頗具壮家風格、屋背両側浮雕象徴福・系珍材製作、鏤空花窓、工芸精巧、頗具壮家風格、屋背両側浮雕象徴福・除兵舎・監獄外、主建築全部磚木結構、硬山翹背、穿斗式構架、構件均

「隠仙巌」亦称「竜隠別墅」、為歴代致仕土司隠居養性之処。

風)、直通二堂、神秘幽深、気勢十分森厳粛穆。「儀門」、其他曰「便門」、如逢喜慶節日、或迎接達官顕貴、則大開中門(屛大門・頭堂・長廊均設朱漆活動屛風。平時由左右便門出入、第一道曰、

# 広西における土司制度の一齣

南要地」、「粤西辺隅」八個大字。赤子。闢其疆、利其賦、三百里区域尽隷王封」。東西「轅門」横額浮堆「慶大門臨街、両側懸挂陰刻楹联一副曰、「守斯土、蒞斯民、十六堡群黎誰非

能保存下来、而且「頭堂」・「二堂」構架至今仍保留明代建築風格。堂」・「後苑」・「東花庁」・「轅門」已早年被毀、僥幸大部分主建築還亭榭、 専供官族生活用水以及垂釣遊楽之用。 数百年来、 幾経変故、「三縣壁後面為一広場、場北有方円数畝池沼、俗称官塘、塘中砌石圏井、修

景秀麗的「翠屛山」下将会光華重視。 景秀麗的「翠屛山」下将会光華重視。 景秀麗的「翠屛山」下将会光華重視。

# 一、忻城県西山隠巌摩崖碑

か。その山を一○メートルほど登ると竜隠厳があり、その中はタタミで一石灰岩の山である。(写真9)この山の高さは、三○メートル位であろう西山は、忻城県の県庁から車でおよそ二○分ほどのところにある小高い

である。ここに掲載する三つの碑文は、藍承恩氏のご好意によるものである。その壁面に三つの碑が(写真10)刻まれており、いずれも宋代のである。その壁面に三つの碑が(写真10)刻まれており、いずれも宋代の

### a、西山寺常住碑

(標題文字六センチ、正文字二・五センチ)

### 西山寺常住碑

同眷孺人楊氏二娘

勸緣秀士葛珍□撰

本山住持僧法琳勒石

### b、西山功徳記

西山功德記

(額篆書六センチ、

正文字三センチ、よこ四四センチ、

勝利殊緣上願當今聖壽國泰年豐中願郡宰遷榮法輪常轉下願存亡獲利蠢識合時紹聖丙子歲募誘衆緣各施資一緡省命工匠於此巖鐫石佛聖像一尊裝彩完就

靈皆歸佛道已當年間孟秋月慶讚列其施財名者於石庶廣標題以傳不朽

丑葛語莫均韋氏二娘城西何氏五娘臨泉寺比丘道違雲歸惠珍惠晟道盈道雪化 信善弟子徐多歐陽留廖誠吳天錫韋峭莫全整莫休徐晟蒙想蒙靖吳黃莫佛

首僧惠罕同開山勸緣僧守壽惠寶

c,

遊西山詩

(篆書・正文字ともに九センチ)

遊西山詩

余嘗病世人隱逸之肆而仕宦之拘欲雨容其適使居山不肆處官不拘而不爲偏蔽 遊西山詩並序知宜州忻城縣事臨賀林毅

**黽勉從仕靡敢告夢唯因公暇則必求山水佳趣以自娛適者非緩公也蓋惡其拘耳** 未嘗不得以文而約以禮一旦芝泥檢至則必挾策崛起者非急進也蓋惡乎肆耳洎

曲之士豈不難矣哉蓋嘗求其人而未得於是私竊慕焉故自少時宅深山俱木石

務隙即命僚携秀縣相與遊焉不之此則之彼蓋亦得乎處官不拘之粗也旣至茲 自余治來賓嘗得四巖曰龍洞曰白雲曰林公曰古典者皆相望於數十里之間每一

露背如在環而求之千狀萬彙不可名者况距邑數里足以頻造然則處官而不拘今 日偶暇獨步西巖始踐僧舍旣愛其淸麗餘登層閣復嘉其高明細而視之石室有龍 邑問民之餘及諸佳勝皆曰西巖南巖東巖唯山俱可遊焉屬到官之初未遑遍賞一

到官公暇羅佳境 首得西巖數里餘 復堪其志矣顧雖辟左復矣憾焉因成小詩及書其序以冠于篇首云

詩

乍踐僧居神慮爽

龍藏石室誰能測

広西における土司制度の一齣

客遠山門鎭自虚 旋登層閣俗塵祛

> 咫尺儻乘民來隱 亂峰清處足頻如

題迎暉閣

西巖高閣勢昂昂 下文群山景倍光

爲背夕陽歸昧谷 故逢曉日出扶桑

**凴欄**似蓋影來照 漎目非庭燎未央

桂州西門匠人區煒鐫杞邑鄒時書

不待擧頭茲直見 長安空恨隔雲鄉

題龍隱洞

蟠龍頭角隱何年 空把靈樨露此間

天下蒼生方渴望 好興爲雨澤塵寰

贈壽寶二師山居

臨泉郭寺雖華麗 爭奈簷楹枕俗居

珍重二師能脫俗 **卜隣巖下有淸餘** 

紹聖戊寅年春旦日居山僧守壽惠寶摩崖鏤記

門生西邕韋燾書 門生賓陽韋汝明篆

桂林區炳刊

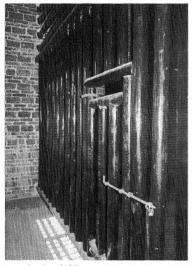




衙門照壁 1



2 衙門大門



牢房の内部



牢房の外面



兵房の外面



一堂(暖閣)



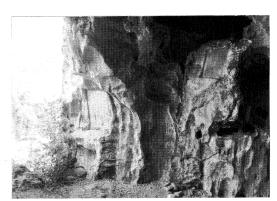
7 忻城県人民法院



8 莫祖庚氏ご夫妻



9 西山と竜隠巌



10 竜隠巌の摩崖碑